

小林市告示第 220 号

次に掲げる者は、その住所が不明のため、この者に係る令和8年度固定資産税・都市計画税督促状(令和8年6月19日発送分)は、市長において保管し、送達を受けるべき者からの請求があったときは、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により告示する。

令和8年7月16日

小林市長

堀 研二郎



公示送達リスト（令和８年度 固定資産税 ５月随時督促状）

[illegible]